

京都府立高等学校学習用端末購入補助金のお知らせ

京都府立高等学校生徒の学習用端末購入にかかる保護者等負担を軽減するため、対象となる端末本体購入費の一部を補助します。

1 補助の対象

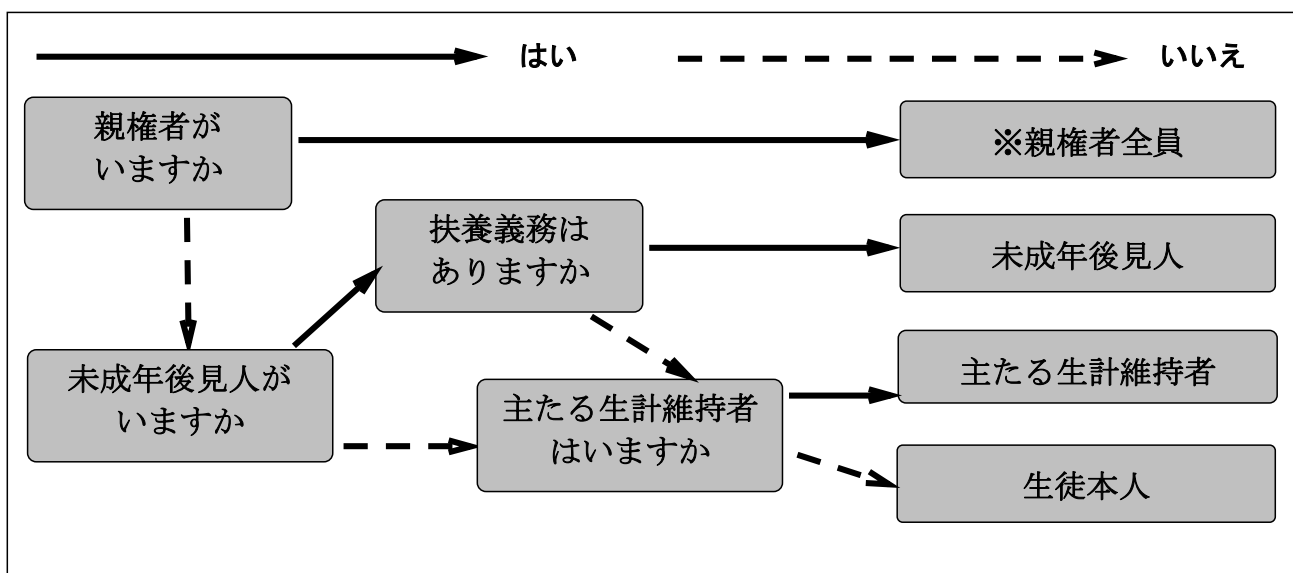
次の①～③を、全て満たす方

- ①生活保護法による生業扶助を受給されていないこと。
- ②京都府立高等学校に入学する生徒が学校の授業等で活用する端末（学校が斡旋する指定の端末又は学校が認める仕様等の端末(※)）を購入した保護者等であること。
※学校が認める仕様等の端末とは、入学者選抜合格発表後、各学校が斡旋する指定の端末等に関する説明を実施する日以降に購入したものであって、各学校で定める端末の仕様を満たすもの。
- ③生徒が本補助金の対象生徒として補助金が支給されたことがないこと。
（本補助金は、生徒1人につき1回のみ。）

2 保護者等

原則、親権者全員になります。

親権者がいない場合は、以下のフロー図にしたがって該当する方になります。



※ 親権者は実父母又は養父母です。父母が離婚された場合は、父又は母のいずれかの単独親権となります。（再婚されても養子縁組を行わない限り親権者になりません。ただし、実親と再婚した場合は除きます。）

3 提出期限及び提出先・問い合わせ先

令和 7 年 6 月 20 日（金） 各クラス担任へ提出してください。

4 補助金額

区 分		補 助 金 額
A	保護者等（親権者全員）の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が別表の基準額未満（年収目安：472 万円未満）	端末本体費用の 2／3 を支援 （上限：20,000 円） （1,000 円未満切り捨て）
B	「区分A」及び「区分C」以外	端末本体費用の 1／3 を支援 （上限：10,000 円） （1,000 円未満切り捨て）
C	「区分A」以外であるが、家計の急激な変動により基準日の所得状況から推算した保護者等（親権者全員）の1年間の収入見込み額から算出した都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合計相当額が、別表の基準額未満に相当するものと認められる世帯（ 家計急変世帯 ）	端末本体費用の 2／3 を支援 （上限：20,000 円） （1,000 円未満切り捨て）

別表

	19歳未満の扶養親族の人数		基 準 額 都道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合計額（保護者等合算）
	うち16歳未満	うち16歳以上 19歳未満	
1人	0	1	265,500 円未満
	1	0	
2人	0	2	286,500 円未満
	1	1	
	2	0	
3人	0	3	265,500 円未満
	1	2	277,500 円未満
	2	1	298,500 円未満
	3	0	319,500 円未満
4人	0	4	268,500 円未満
	1	3	289,500 円未満
	2	2	310,500 円未満
	3	1	331,500 円未満
	4	0	352,500 円未満
5人	0	5	280,500 円未満
	1	4	301,500 円未満
	2	3	322,500 円未満
	3	2	343,500 円未満
	4	1	364,500 円未満
	5	0	385,500 円未満

※ 扶養親族とは、地方税法第 23 条第 1 項第 9 号及び第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族をいう。

●19 歳未満の扶養親族の人数について

例：基準日が令和 7 年 4 月 1 日の場合（令和 6 年度の都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額）

16 歳未満……………平成 20 年 1 月 2 日以降生まれ

16 歳以上 19 歳未満…平成 17 年 1 月 2 日～平成 20 年 1 月 1 日生まれ

●基準額未満の確認について

例：保護者等 2 人（父・母）の場合

父の「都道府県民税所得割額」＋「市町村民税所得割額」……①

母の「都道府県民税所得割額」＋「市町村民税所得割額」……②

保護者等合算の額（①＋②）と上の別表の「19 歳未満の扶養親族の人数」の該当の
ところの基準額未満と比較します。

5 申請に必要な書類

区分	必 要 な 書 類
A ・ B	申請書（別記第1号様式） 補助金の振込先口座の通帳コピー （金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）が記載されているページ）
C	申請書（第1号の2様式）ほか ※学校から追加で「申請書（第1号の2様式）」の用紙等を受け取り、家計急変用のお知らせにより必要な書類を提出してください。

十

区分	必 要 な 書 類
A ・ (C)	保護者等（親権者全員）の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額がわかる(1)から(4)のいずれかの書類等(※) (1) 就学支援金（学び直し支援金）の申請等で提出の課税証明書等のコピー、又は、 課税証明書等を京都府教育委員会（在学学校長）が活用することの承諾書（申請書に署名） (2) 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書（全てコピーしてください。）（注） (3) 市町村民税・都道府県民税 納税通知書（全てのページをコピーしてください。）（注） (4) 市町村民税・道府県民税 課税証明書（コピー（原本）を提出してください。） （発行には手数料がかかります。） ※保護者のうち一方が控除対象配偶者（同一生計配偶者）であることが上記(1)～(4)の書類等で確認できる場合は、控除対象配偶者（同一生計配偶者）の上記(1)～(4)の書類等の提出等は不要です。

（注）市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書や納税通知書は、就学支援金には使用できません。

※ 保護者等（親権者全員）の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額のわかる書類等は、**基準日**の属する年度のもの。ただし、**基準日**が4月又は5月であるときは、その前年度のもの。

・令和7年4月1日に入学（在学）の生徒の場合・・・令和6年度（令和5年分）の課税証明書等
その他の場合は学校に確認してください。

●基準日について

・令和7年4月1日に入学（在学）の生徒の場合・・・令和7年4月1日
その他の場合は学校に確認してください。

十

区分	場合に応じて 必要となる書類
A ・ B ・ (C)	学校が斡旋する指定の端末以外で学校が認める仕様等の端末を購入した場合※学校が指定の端末等に関する説明した入学予定者説明会などの実施日以降に購入したものに限る。 購入総額、端末本体の購入金額、販売事業者名及び購入日が確認できる領収書等（レシート可）
(C)	振込先口座を申請者以外の者が開設する口座を振込先とする場合 委任状 ※学校から追加で「委任状」の用紙を受け取り提出してください。
A ・ (C)	19歳未満の扶養親族がいる場合 ※ただし、別表の最も少ない金額「265,500円未満」の場合は提出不要です。 19歳未満の扶養親族の方の健康保険証（記号、番号は黒塗りしたもの）のコピー ※学校から追加で「健康保険証コピー貼付台紙」の用紙を受け取り、保険証コピーを貼り付け提出してください。 （国民健康保険証又は国民健康保険の資格確認書の方は、扶養申立書（台紙裏面）も必要。保険証をお持ちでない（マイナ保険証のみ）の方は、扶養申立書（台紙裏面）のみ記載。）

上記のA～Cの区分は、「4 補助金額」の区分です。

<申請書記入上の注意事項・・・消せるボールペン、修正ペン、修正テープは使用しないでください。>

所得（住民税所得割額）の確認

- (1) 就学支援金（学び直し支援金）の申請等で提出の課税証明書等のコピー（又は、課税証明書等を京都府教育委員会（在学学校長）が活用することの承諾書（申請書に署名））

- (2) 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書（全てコピーしてください。）

課税年度：令和7年4月1日に入学（在学）の生徒（基準日が令和7年4月）の場合 → 令和6年度

市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書

課税年度：
基準日が令和7年4月又は5月の場合 → 令和6年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

給与所得等に係る市税、府民税、特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

令和6年度

所得の金額

所得割額

市町村民税

都道府県民税

特別徴収税額

この欄に「*」や「○」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

- (注) 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書や納税通知書は、就学支援金には使用できません。

- (3) 市町村民税・都道府県民税 納税通知書（全てのページをコピーしてください。）

課税年度：令和7年4月1日に入学（在学）の生徒（基準日が令和7年4月）の場合 → 令和6年度

市町村民税・都道府県民税 納税通知書

課税年度：
基準日が令和7年4月又は5月の場合 → 令和6年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

令和6年度 市町村民税・府民税 課税証明書（1）

令和6年度 市町村民税・府民税 課税証明書（2）

市町村民税・府民税の課税

市町村民税

府民税

この欄に「*」や「○」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

- (注) 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書や納税通知書は、就学支援金には使用できません。

- (4) 市町村民税・道府県民税 課税証明書（コピー（原本）を提出してください。）（手数料がかかります。）

課税年度：令和7年4月1日に入学（在学）の生徒（基準日が令和7年4月）の場合 → 令和6年度

市町村民税・都道府県民税 課税証明書

課税年度：
基準日が令和7年4月又は5月の場合 → 令和6年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

市・府民税課税証明書

納税義務者

住所

氏名

所得の金額

収入金額

所得割額

市町村民税

都道府県民税

この欄に「*」や「○」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

令和7年6月20日

京都府教育委員会教育長 様

令和7年度における京都府立高等学校学習用端末購入費補助金の交付について、京都府立高等学校学習用端末購入費補助金交付要綱に基づき申請します。

1 申請者に関する事項

フリガナ	キョウト タロウ	生徒との続柄	父・母 その他()	連絡先電話番号
申請者氏名	京 都 太 郎			090-1234-5678 ※昼間の連絡先を記入してください。
申請者住所	〒 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町99			

2 生徒に関する事項

フリガナ	リョクフウ ハナコ	生年月日	平成21 年 9 月 2 日
生徒氏名	緑風 花子	学年・組	1 年 1 組 1 番
在学する学校	学校の名称	京都府立丹後緑風高等学校	課程 ☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制

3 補助金に関する事項

購入した学習用コンピュータ端末本体の金額（税込金額）（A）		54,450 円
補助割合（B）	(1) 又は (2) いずれかの□にレ印(☑)を付けてください。	
	☐ (1) 添付書類は提出しません。	(A) × 1/3 (上限10,000円) 円
	☒ (2) 添付書類に課税証明書等を提出します。	(A) × 2/3 (上限20,000円) 20,000 円
補 助 金 申 請 額 (1,000円未満切捨て)		20,000 円

4 補助金の振込先口座

振 込 先 口 座									
〇〇〇〇				銀 行 信用金庫	〇〇〇〇		本 店 支 店 出張所	預金種別	☒ 普通 ☐ 当座
口座番号				フリガナ 口座名義人				金融機関コード ※記入不要	
1	2	3	4	5	6	7	姓	名	
							京 都	太 郎	

注 上記の情報が分かる振込先口座の通帳の写しを裏面に添付してください。

5 生活保護受給の有無 次のいずれかの□に必ずレ点を付けてください。

☐ (1) 私(申請者)の世帯は、生活保護法第36条の規定による生活保護(生業扶助)を受給しています。
☒ (2) 私(申請者)の世帯は、生活保護法第36条の規定による生活保護(生業扶助)を受給していません。

6 学習用コンピュータ端末本体購入に関する証明（端末購入時に在学する学校の校長による証明を受けてください。）

この申請に係る生徒用に本校が斡旋する指定の端末本体又は本校が認める仕様等の端末本体を 必ず、どちらかにチェック 年 月 日	学 校 名 京都府立丹後緑風高等学校 校 長 名 校 長 後藤 文彦 印
---	---

裏面もあります。

以下の「7」から「9」は、表面の「3」の補助割合(B)で(1)の口にレ印を付けた場合(A)×1/3(上限10,000円))は、記入不要

7 保護者等に関する事項 申請者を含む生徒の保護者等全員の氏名、続柄及び住所を記入してください。

フリガナ 氏 名	生徒との続柄	住 所
キョウト タロウ 京 都 太 郎	父 ・ 母 その他 ()	☒ 申請者住所と同じため、記入を省略します。
キョウト ハナコ 京 都 花 子	父 ・ 母 その他 ()	☒ 申請者住所と同じため、記入を省略します。

8 所得の状況等に関する確認事項 該当する項目の口にレ点を付けてください。

☒	(1) 控除対象配偶者 () は、昨年の収入が100万円以下ですので、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は課税されていません。 →該当する場合は、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。	該当者のみ
☐	(2) 保護者等は、私 (氏名) 1人です。	

9 課税証明書等を活用することについての承諾書

(就学支援金(学び直し支援金)申請時の課税証明書等の活用を承諾されることにより課税証明書等の添付を省略できます。)

保護者等の所得の確認に当たり、確認に必要となる国の就学支援金(学び直し支援金)の申請等で提出した課税証明書等を京都府教育委員会(在学学校長)が活用することについて承諾します。

令和7年6月20日

課税証明書等の提出を省略する保護者等氏名
氏 名 京 都 太 郎
課税証明書等の提出を省略する保護者等氏名
氏 名 京 都 花 子

10 振込先口座の通帳の写し

<振込先口座の通帳の写しをこちらに貼り付けてください。>
※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(フリガナ)が記載されているページを貼り付けてください。

「4 補助金の振込先口座」で
指定した通帳のコピーを添付

注 振込先口座は、原則、申請者が開設する口座になりますが、やむを得ず申請者以外の者が開設する口座を振込先とする場合は、委任状を添付してください。